




振替株式に関する書面交付請求の 仕組みについて

平成29年10月4日
日本証券業協会

1. 振替株式に関する書面交付請求の仕組み に関する検討にあたっての考え方(共通)

【現状】

- 口座管理機関は、振替口座簿の管理・総株主通知等の株主管理に関与はしているものの、株主への株主総会資料の送付及び株主からの議決権行使を含む株式会社における株主総会開催に係る手続きに全く関与していない。
- 口座管理機関から株式会社へ保振を通じずに直接株主の請求等を取次ぐ仕組みは殆どない。

- 
- 本件についての口座管理機関の基本的スタンスは、本部会第2回会議の本協会提出資料(別添参照)のとおり
 - 書面交付請求に口座管理機関が関与する場合には、口座管理機関において、以下の対応が必要となる。
 - 制度の導入に際し、その体制・システムを新たに構築することとなる。
 - 制度の運営に関し、事務コストや事務リスク等が新たに発生する。
 - 書面交付請求に口座管理機関が関与する場合であっても、同請求の相手方はあくまで株式会社であり、口座管理機関はその手続きの一部に関与する機関である。

1. 振替株式に関する書面交付請求の仕組みに関する検討にあたっての考え方(共通)



口座管理機関が書面交付請求に関与する場合には、その仕組みの検討にあたって、以下の点をご留意いただきたい。

【留意事項】

- 口座管理機関が関与することによって生じる負担等について、関係者間において適正に配分される方法もあわせて検討する必要がある。
- 書面交付請求制度が適正・適切に運営されるためには、簡素でわかりやすい仕組みを構築することが求められる。
- 書面交付請求の取次ぎに係る口座管理機関の義務・責任の範囲をあらかじめ明確にする必要がある(例えば、口座管理機関自らが顧客に対して書面交付請求するか否かについて確認する必要がないこと等、口座管理機関には過大な義務・責任が課されないものと想定)。

2. 振替株式に関する書面交付請求の仕組み に対する懸念点等



① B1案①(単純取次方式を参考にした仕組み)

- 株主においては、銘柄単位で書面交付請求を行わなければならない、株主単位の場合と比較して、書面交付請求に係る負担が大きくなる。
- 口座管理機関においては、株主単位で行われる場合と比較して、株主・銘柄単位で受付や請求に係る請求状況の管理を行うことになることから、その負担・事務リスク等が大きくなる。

② B1案②(共通番号の照会を参考にした仕組み)

- B1案①及びB2案と比較すると、口座管理機関の負担・事務リスク等は相対的に少ない。
- 「(補足説明)4 その他」について、書面交付請求の取次ぎに関し、口座管理機関と株式会社の対応関係が明確でなく、費用負担の在り方(計算方法等)について工夫が必要である。

2. 振替株式に関する書面交付請求の仕組み に対する懸念点等



③ B2案(口座管理機関のみを経由する仕組み)

- 株主においては、銘柄単位で書面交付請求を行わなければならない、株主単位の場合と比較して、書面交付請求に係る負担が大きくなる。
- 口座管理機関においては、株主単位で行われる場合と比較して、株主・銘柄単位で請求状況の管理を行うことに加え、各株式会社へ(保振システムを利用せず)個別に取次ぐ必要があることから、その負担・事務リスク等は他の仕組みと比較すると最も大きくなる。

④ B3案

- 諸外国に見られるようなポータルサイト等がなく、株主において、銘柄単位の書面交付請求となれば、その手続きにかかる負担感はB1案①及びB2案と同様と考えられるが、株主総会資料を交付する株式会社(株主名簿管理人)へ直接請求するという観点ではわかりやすいのではないか。

※ 振替口座簿の記録事項とする仕組みについては本資料では検討していない。

3. 仕組みの検討に係るその他留意事項



書面交付請求の取次に係る仕組みの検討にあたっては、
その他以下の内容をご留意いただきたい。



【その他留意事項】

- 株主の書面交付請求制度理解を促進する観点から、本制度の導入の際には、十分な周知を行う必要がある。
- 株主総会資料の電子提供を行うか否か、また、その提供資料の範囲を株式会社(特に上場会社)が選択できるとなると、株主に混乱が生じるおそれがある。

株主総会資料の電子提供制度における 書面交付請求の仕組みについて

平成29年5月24日
日本証券業協会

1. 口座管理機関による書面交付請求への 関与について(A案、B案共通)



- 口座管理機関は、他の者のために株式等の振替を行うための口座を開設し、振替業を行う機関

▶ 株主総会資料は発行会社が直接株主に送付しており、口座管理機関の関与はない。



- 書面交付請求は株主総会資料の電子提供と表裏一体であるが、電子提供等自体に全く関与しない口座管理機関が、書面交付請求のみを切り出して関与することは不自然
- 口座管理機関から発行会社へ直接株主の請求等を取次ぐ仕組みは殆どなく、仮に口座管理機関が書面請求に関与するとなると、その体制・システムをゼロから構築する必要がある。また、実務上の負担やオペレーショナル・リスクも発生
 - ▶ これら負担等の関係者間における配分は大きな課題

2. 書面交付請求した旨を振替口座簿の記録事項とする仕組みについて(B案(注))



- 株主総会資料の電子提供制度を推進する流れの中、個別の発行会社の同推進への取組みを促進する仕組みが望ましい。

▶ B案(注)の仕組みでは、複数銘柄を保有する株主がそのうち一社でも書面交付請求をしたい場合には、全ての社が書面交付することとなってしまう、個社が電子提供を推進するインセンティブが減殺

- 口座管理機関における、相当なシステム開発費用、事務コスト、周知説明のコスト及びオペレーショナル・リスクの負担が想定。特に、B案(注)に関しては、システム開発の影響度合いが比較的高い。
- 今後、電子提供が中心となり、書面交付は減少することが想定される(目指す)ことを踏まえれば、振替口座簿の記録事項とするような大掛かりな仕組みを構築することは経済合理性等の観点から疑問
- 非上場会社(上場廃止会社を含む)との整合性についてどのように考えるか。

3. 株主総会の日々の2、3週間前までに書面交付請求を行う仕組みについて(A案)



- 少なくとも制度導入当初は相応の書面交付請求件数が想定
- 時間的制限があることを考慮すると、関係者を最小限に抑えた単純なスキームが望まれる。



仮に口座管理機関が書面請求に関与すると、

- 口座管理機関に集中的に大量の作業が生じる可能性
また、これに伴い事務リスクも発生すると思料
- 発行会社における書面請求受付後の事務処理に加えて口座管理機関における取次ぎに係る時間の確保が必要